

諮問番号：諮問第 45 号

答申番号：答申第 45 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項で準用する同条第 3 項の規定に基づく生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。法の目的は被保護者の自立を助長する点にあるのに、審査請求人に特別基準の適用を認めないことは、審査請求人の自立を阻害するものである。市内の住宅扶助基準額以下の住居は、条件の悪いものしかない。平成 28 年 3 月に特別基準の適用を求めてから本件処分までに約 1 年を要しており、時間がかかりすぎている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

住宅扶助の限度額は、厚生労働大臣が定める保護の基準において定められているが、

国からの通知において、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」、「地域において（中略）世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」をいうとされており、個々の世帯の状況が、上記の場合に該当するかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると解される。

- 1 「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に係る検討
審査請求人の生活状況については、医師の意見を踏まえると、一定の場合を除けば、「(身体的な理由での)居室の制限はない」という状況と認められる。また、審査請求人は、一人で外出することや家事を行うことが可能であり、介護保険等のサービスの利用が必要な状況にもない。

審査請求人は、転居すれば現住居の近隣の友人からの援助を受けられなくなること、高齢である審査請求人にとって一から友人関係を築くことは困難であることから、特別基準を認めないことは審査請求人の自立を阻害し、法の目的にも反すると主張している。

確かに、近隣の友人からの支援がなくなれば、審査請求人の生活に不便が生じる可能性は否定できない。しかし、審査請求人は日常的な活動を一人で行うことができ、当該支援がなくなれば審査請求人の生活が成り立たないとまではいえず、処分庁が、本件について、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当しないと判断したことは、処分庁の裁量の範囲内と認められる。

- 2 「地域において住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」に係る検討
「世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」について、処分庁は、市の住宅事情では該当しない旨主張している一方、審査請求人は、家賃は限度額内であっても共益費まで含めると限度額を超える事例があった旨主張している。

しかし、そもそも共益費は住宅扶助の対象ではなく、審理員が確認したところ、審

査請求人の居住地において限度額内で賃貸される実態がないということは認められなかった。

3 「世帯員に特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に係る検討

審査請求人の世帯は、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」には該当しない。

したがって、審査請求人は、特別基準を適用する「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には該当しない。

以上のことから、本件処分に違法または不当な点は認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月13日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年1月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、自身の状況が住宅扶助の特別基準が適用される「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に当たると主張している。

事件記録を見ると、本件処分時点では、審査請求人は自転車で買い物に行き、自らの食事の準備や家事等を一人で行うなど、身の回りのことは自分で行うことが可能であったことが認められる一方、本件処分後に行われた口頭意見陳述では、審査請求人は、目が悪くなってきた、転倒して自転車は運転できなくなった旨述べている。

本件処分の妥当性については、本件処分が行われた時点の状況に鑑みて、検討を行うこととなる。よって、審査請求人が介護保険等の公的サービスを利用せず買い物や食事の準備、洗濯や掃除等の家事、服薬管理や金銭管理を一人で行っていた等の本件処分時点の状況からすると、処分庁が、審査請求人のケースは「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」には当たらないとして本件処分を行ったことに、本件処分が取り消されるほどの違法又は不当な点があるとまではいうことはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

なお、高齢である審査請求人の状態が変化することは十分想定されるのであるから、もし本件処分時点と審査請求人の現在の状況が異なっているのであれば、口頭意見陳述で処分庁が述べているとおり、その旨を処分庁に伝え、特別基準の適用について改めて検討を依頼するという方策も考えられる。

福岡県行政不服審査会 第 1 部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子